

 <p>SSC</p> <p>～ともに生きる社会をめざして～ 第152号</p> <h1>完全参加と平等</h1>	<p><b>編集</b> NPO法人 埼玉県障害者協議会 編集責任者 田中 一 〒330-8522 さいたま市浦和区大原3-10-1 埼玉県障害者交流センター内 TEL 048(825)0707 FAX 048(825)3070 メールアドレス ssk080321@bz03.plala.or.jp</p>
	<p><b>発行</b> NPO法人 埼玉障害者センター 〒330-8522 さいたま市浦和区大原3-10-1 埼玉県障害者交流センター内 TEL・FAX 048(833)7027</p>
<p>障害を理由とする差別をなくし、障害のある人もない人も分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重しながら、地域の中で共に手を取り合って暮らすことのできる社会、心のバリアをなくすことで障害のある人もない人も全ての人が参加しやすい社会『共生社会』を考える事が大切です。</p>	<p><b>発売日</b> 毎月10日、20日、30日</p> <p><b>定価</b> 一部 100円(購読料は会費に含まれます) (共同募金からの助成金の一部で作成しています)</p>




## 2024 年頭のごあいさつ

特定非営利活動法人 埼玉県障害者協議会 代表理事 たなか はじめ  
田中 一



新年あけましておめでとうございます。  
 新型コロナウイルス感染症が「5類」に引き下げられ、以前の日常が少しずつ戻ってきた2023年が終わりました。  
 新しい2024年の干支は甲辰（きのえたつ）。  
 これまでの努力が実を結び、さらに勢いを増しながら姿を整えていく変化の年とされます。  
 2024年が皆様にとって晴れやかで希望に満ちた年となることを心より願っております。  
 埼玉県障害者協議会も44年目の初春を迎えます。ともに生きる社会をめざして、2024年も皆様の御支援と御協力をお願いいたします。  
 今年は障害者差別解消法の改正で事業者の合理的配慮が義務化されます。  
 そして、超短時間雇用モデルの実現と地域でのインクルーシブな働き方の実現ができる年にしたいものです。

●障害者差別解消法の一部を改正する法律が令和6年4月施行されます

**○経緯**  
 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律付則第7条においては、施行（平成28年4月）後3年を経過した場合に事業者による合理的配慮の在り方等について所要の見直しを行う旨規定さ

れている。このため、障害者政策委員会において議論が行われ、令和2年6月に意見書が取りまとめられている。この意見書等を踏まえて改正するものです。

- 概要**  
 障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する。
- 1 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加**  
 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。
  - 2 事業者による社会的障壁の除去に実施に係る必要かつ合理的配慮の提供の義務化**  
 事業者による社会的障壁（障害があるものによって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、その他一切のもの）の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、**現行の努力義務から義務へと改める。**

### 3 障害を理由とする差別の解消をするための支援措置の強化

- (1) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
- (2) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報（事例等）の収集、整理及び提供に努めるものとする。

●超短時間雇用モデルの実現と地域でのインクルーシブな働き方の実現ができる年に。

○1日15分、週1日からでも働ける雇用モデルの実現と社会実装

障害者雇用の機会を得にくい人々を、地域や企業、大学が連携してインクルーシブに働く取り組みが前進する年にしたいものです。

一般的な日本型雇用での働き方にマッチせず、排除されがちだった人々が一般企業で働く機会を生み出します。

【この背景には、長時間働くことを求める日本のワークスタイルが、時間や健康面に課題がある人々を排除するという社会問題が。障害、慢性疾患、メンタルヘルス、引きこもり・高齢・家族の介護や子育てなどにより、どうしても連続して働けない人々がいるという現実と、現在の労働環境の間にあるギャップが主な原因です。】

## 全国重症心身障害児（者）を守る会 第33回 関東・甲信越ブロック大会

埼玉県重症心身障害児（者）を守る会

副会長 おぐり 小栗 さちお 幸雄

2023年10月22日に埼玉会館において「第33回 関東・甲信越ブロック大会」を開催しました。多くの来賓者があり、埼玉県知事（代理出席）、さいたま市長（代理出席）には来賓挨拶を頂きました。

埼玉県での開催は3回目の開催となり、コロナ禍で3回の中止があり、4年ぶりに一堂に会してのブロック大会が開催できました。通常1泊2日での開催でしたが、新型コロナウイルス感染が5類となったとは言え、感染防止を考えて1日での開催としました。



〈式典の様子〉

大会テーマは「希望に向かって共に生きる社会をめざして」とし、重症心身障害児者を取り巻く現在の状況を改めて学び、一人ひとりが生きがいを持ち、社会とつながり、安心して暮らせる社会をつくるために、どのようにすればよいか考える機会としての開催でした。

大会は、式典、シンポジウム、基調講演の構成とし、関東甲信越の各県から総勢250名が参加しました。

シンポジウムは「コロナ禍における日中活動支援（個別支援）の現状とこれからの課題」と題して、東埼玉病院（小野指導室長、福田主任児童指導員）、太陽の園（榎本療育部課長）、越谷特別支援学校（水野教頭）、そよ風の森（深井施設長）のシンポジストによる発表がありました。

会場から「短期入所者への個別支援計画はどうなっていますか」と質問がありました。



〈シンポジウムの様子〉

基調講演は「北浦会長との出会いから ～あつという間の50年・重症児者の豊かな暮らしのために～」と題して、末光茂先生（児童精神科医、社会福祉法人旭川壮名誉理事長、守る会顧問）に講演をいただきました。



〈基調講演の末光先生〉

講演内容は、

1. 「重症心身障害」の福祉と歴史・制度改革の中での「重症児」独自の主張と成果。
2. 北浦会長の残された「ことば」の意味を考える。
3. これからの豊かな暮らしとは？そのためになすべきことは？

でした。講演を聞いて改めて先人たちの苦労があって現在の福祉があることを再認識するとともに、「重症児に世の光を」ではなく、「重症児を世の光に」となるようにしなければなりません。数の力ではなく、共感を得られる活動が今後も大切であり、将来の重症児者の人生に希望を持てるように頑張ろうと決意しました。

本大会では、以下の守る会の「三原則」を改めて確認し、重症心身障害児者のQOLの向上に向けて活動することを誓いました。

1. 決して争ってはいけない  
争いの中に弱いものの生きる場はない
1. 親個人がいかなる主義主張があっても重症児運動に参加する者は党派を超えること
1. 最も弱いものをひとりももれなく守る

大会の成功は、多くの関係者やボランティアさんの協力があったことに感謝いたします。

# 令和5年度 第2回評議委員会・全体研修会開催報告



令和5年12月15日（金）に、埼玉県障害者交流センターホールにて埼玉県障害者協議会令和5年度第2回評議委員会・全体研修会を開催いたしました。

第1部である全体研修会は講師をDPI日本会議事務局長佐藤聡氏に依頼し、テーマを「日本のバリアフリーはどこまで進んだか。～その現状と課題～」としてご講演いただきました。

第2部の評議委員会では当協議会の今年度実施した事業内容についての報告を行ないました。啓発交流事業の西部地区・南部地区の地区研修会開催報告の他、10月14日・15日にさいたま市レイボックホールで全国大会を実施した、埼玉県精神障害者家族会連合会様からの報告がありました。

## 第17回「埼玉保己一賞」 表彰式・記念イベント開催

令和5年12月16日（土）に本庄市児玉文化会館（セルディ）ホールにて、

埼玉保己一大賞、  
埼玉保己一奨励賞、  
埼玉保己一貢献賞、  
それぞれの受賞式  
が行われました。



大賞を受賞した岩田美津子氏



**編集後記** 新しい年が始まり、一か月が経ちます。年初めは、いろいろと思いを巡らし、どんな一年にしたいかを考えます。皆様は、今年をどのような年にしたいと思いますか。寒さがまだまだ厳しい季節ですが、有意義な一年になるよう、体調に気を付けながら頑張りたいところです。（石田）

